

令和2年定例会

予算決算常任委員会 環境生活農林水産分科会 説明資料

(議案補充説明)

- 1 令和2年度補正予算関係議案について・・・・・・・・・・ 1
 - ・議案第124号「令和2年度三重県一般会計補正予算(第7号)」
 - ・議案第126号「令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業の見直し調書

- 2 議案第130号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」・・・ 5

- 3 議案第131号「三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する
条例案」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(所管事項説明)

- 1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」
に基づく報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添

令和2年10月
農林水産部

【議案補充説明】

1 令和2年度補正予算関係議案について

令和2年度三重県一般会計補正予算(第7号)

令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) 総括表

○ 款別総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の 予算額(A)	補正額	補正後の 予算額(B)	比較増減 (B)／(A)
一般会計	(41,020,286)		(42,224,857)	(102.9%)
	36,915,142	1,204,571	38,119,713	103.3%
農林水産業費	(38,659,270)		(39,863,841)	(103.1%)
	34,554,126	1,204,571	35,758,697	103.5%
農業費	(11,175,528)		(11,763,313)	(105.3%)
	11,175,528	587,785	11,763,313	105.3%
畜産業費	(1,182,560)		(1,344,580)	(113.7%)
	1,182,560	162,020	1,344,580	113.7%
農地費	(13,624,247)		(13,624,247)	(100.0%)
	9,870,392	0	9,870,392	100.0%
林業費	(8,383,086)		(8,422,813)	(100.5%)
	8,118,297	39,727	8,158,024	100.5%
水産業費	(4,293,849)		(4,708,888)	(109.7%)
	4,207,349	415,039	4,622,388	109.9%
災害復旧費				
	2,361,016	0	2,361,016	100.0%
農林水産施設災害復旧費				
	2,361,016	0	2,361,016	100.0%
特別会計				
	1,284,942	458,585	1,743,527	135.7%
就農施設等資金貸付事業等				
	98,684	0	98,684	100.0%
地方卸売市場事業				
	252,869	458,585	711,454	281.4%
林業改善資金貸付事業				
	605,376	0	605,376	100.0%
沿岸漁業改善資金貸付事業				
	328,013	0	328,013	100.0%
合 計	(42,305,228)		(43,968,384)	(103.9%)
	38,200,084	1,663,156	39,863,240	104.4%

※ 上段()は令和元年度2月補正予算含みベース

○ 事業別総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の 予算額(A)	補正額	補正後の 予算額(B)	比較増減 (B)／(A)
一般会計	(41,020,286)		(42,224,857)	(102.9%)
	36,915,142	1,204,571	38,119,713	103.3%
公共事業	(22,783,763)		(22,783,763)	(100.0%)
	18,728,908	0	18,728,908	100.0%
国補公共事業	(16,851,046)		(16,851,046)	(100.0%)
	12,796,191	0	12,796,191	100.0%
直轄事業	(812,008)		(812,008)	(100.0%)
	812,008	0	812,008	100.0%
県単公共事業	(2,239,043)		(2,239,043)	(100.0%)
	2,239,043	0	2,239,043	100.0%
受託公共事業	(520,650)		(520,650)	(100.0%)
	520,650	0	520,650	100.0%
災害復旧事業	(2,361,016)		(2,361,016)	(100.0%)
	2,361,016	0	2,361,016	100.0%
非公共事業	(18,236,523)		(19,441,094)	(106.6%)
	18,186,234	1,204,571	19,390,805	106.6%

※ 上段()は令和元年度2月補正予算含みベース

令和2年度三重県一般会計補正予算（第7号） 主要項目一覧表
 （補正額1千万円以上の事業）

非公共事業

（単位：千円）

項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
農業費	担い手農林漁業対策費	次代の農業を創る多様な働き方総合推進事業費	14,650	25,021	39,671	即戦力となる農業人材の育成を図るため、農業大学校における研修体制の強化に向けた先進農機等を導入する。
	農作物対策費	卸売市場流通対策事業費	132,115	458,585	590,700	三重県地方卸売市場における空調機器等を更新するため、三重県地方卸売市場事業特別会計への繰出金を増額する。
		定番化に向けた伊勢茶輸出強化事業費	0	12,172	12,172	伊勢茶産地の輸出対応力を強化するため、ICTを活用した産地の体制づくりを支援するとともに、オンラインツアーによる産地の魅力発信に取り組む。
	農業試験研究費	農業試験研究管理費	107,521	72,763	180,284	農業研究所の感染症拡大防止対策として、空調及びトイレ設備を改修する。
畜産業費	畜産振興費	みえのブランド牛経営等緊急支援事業費	0	45,000	45,000	みえのブランド牛経営の生産基盤を維持するため、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）において、交付されない部分についてその1/4を緊急的に支援する。
		みえの食肉安心・安全・安定供給事業費	0	80,000	80,000	県内食肉センターの安定したと畜・出荷体制を維持するため、感染症拡大防止のための施設改修及び事業継続計画（BCP）の策定を支援する。
	畜産業試験研究費	畜産業試験研究管理費	53,988	29,256	83,244	畜産研究所の感染症拡大防止対策として、空調及びトイレ設備を改修する。

項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
林業費	自然公園費	自然に親しむ施設整備事業費	48,148	32,425	80,573	ワーケーションの促進を図り、ロングステイの実現につながるよう、トイレ設備の改修等自然公園施設の整備を行う。
水産業費	水産業振興費	「みえの旬が一番」食べてお得なキャンペーン事業費	0	199,962	199,962	需要減退による高級な県産食材の滞留を抑制するとともに、県産農水産物や生産現場への関心・理解を深めてもらうため、県内量販店と連携して消費喚起キャンペーンを実施する。
		創造的かつ革新的な漁協経営強化対策事業費	0	125,137	125,137	漁家経営の強化を図るため、新たな生活様式にマッチした商品に加工し販売する取組など、創造的かつ革新的な取組を実践する漁協を支援する。
		環境変化に対応した新たなみえのスマート真珠養殖確立事業費	0	79,428	79,428	海水温上昇等の環境変化に対応した新たな真珠養殖技術の確立や、落ち込んだ需要の拡大を図るため、生産から販売まで一気通貫する「みえのスマート真珠養殖」を確立する。

令和2年度特別会計補正予算 項目一覧表						
令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）						
項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
地方卸売市場事業費	総務管理費	市場施設維持管理費	112,767	458,585	571,352	新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び感染拡大の影響による在庫の滞留に備えるため、三重県地方卸売市場における卸売市場棟の空調機器、冷凍施設、保冷配送設備等を更新する。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業の見直し調書

(単位：千円)

番号	細事業名	事業費 削減額	うち県費 削減額	見直し内容	県の判断 による もの
91	人権問題啓発推進事業	▲ 50	▲ 50	部落解放研究第54回全国集会中央実行委員会主催の部落解放研究全国集会の中止による旅費等の減額。	
92	一般管理事業	▲ 1,725	▲ 1,725	4月18日に予定していた県主催の県民の日記念事業イベントについて、不特定の参加者が多数集まるため、感染拡大防止の観点から開催を中止。	☆
93	みえフードイノベーション総合推進事業	▲ 3,000	0	6次産業化に関する農林水産事業者向け通年研修について、感染拡大防止の観点から開催の一部見送り。	☆
94	東京オリ・パラを契機としたみえの食材イノベーション事業	▲ 454	▲ 454	首都圏ホテルと連携した三重県食材フェア等について、東京2020オリンピック・パラリンピックが延期されたことにより、ホテル側と調整のうえ開催予定の一部を中止。今後は、感染状況を注視しながらの開催を検討するとともに、補正事業によりオンライン商談等の実施。	☆
95	みえの農林水産情報発信スマート化事業	▲ 800	▲ 400	大学等と連携して県産食材デジタルコンテンツの制作を予定していたが、感染拡大防止の観点から学生の活動が制限され、制作スケジュールの目途がたたないことから実施の見送り。	☆
96	農協・農業共済指導事業	▲ 27	▲ 27	国主催の農業共済主管課長会議の中止による旅費の減額。	
97	「広がれGAPの輪」推進支援事業	▲ 1,694	0	社員食堂やレストランなどの集客施設における、県主催のGAP農産物のフェアやマルシェなどの開催について、感染拡大防止の観点から開催を中止。	☆
98	大家畜生産振興対策事業	▲ 446	▲ 446	(一社)日本ホルスタイン登録協会主催の第15回全日本ホルスタイン共進会の中止による出品負担金、旅費等の減額。	
99	三重の畜産物海外輸出ルート構築支援事業	▲ 240	▲ 240	三重県農林水産物・食品輸出促進協議会において、海外バイヤーの招へいを予定していたが、来日可能時期の見通しが立たないことから実施を見送り、補正事業によりオンライン商談による手法等を検討。	☆
100	自然体験活動のフィールドを生かした新たな価値協創事業	▲ 3,310	▲ 1,655	県主催の自然体験活動を生かした健康づくりシンポジウムについて、不特定の参加者が多数集まるため、感染拡大防止の観点から開催を中止。合わせて、シンポジウムと連携する予定であった情報発信事業を見送り。今後は補正事業により、感染症対策を徹底した安全・安心な自然体験のPR等、新たなニーズに即した内容の実施を検討。	☆
101	中国等アジア圏に向けた県産材輸出促進事業	▲ 196	▲ 196	三重県農林水産物・食品輸出促進協議会において、海外企業等を招へいして実施する技術研修会を予定していたが、来日可能時期の見通しが立たないことから、今年度実施の見送り。	☆
102	みえ森林・林業アカデミー運営事業	▲ 402	0	夏休み期間中に開催を予定していた、建築学科等の高校生を対象にした現場体験研修について、夏休み期間短縮により、参加者の確保が困難なことから、今年度実施の見送り。	☆

【議案補充説明】

2 議案第 130 号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」
(関係分)

1 改正理由

「漁業法」の一部改正に鑑み、「特別採捕許可申請手数料」を「採捕許可申請手数料」に改めるとともに規定を整理するものです。

2 条例改正の概要

「漁業法」が一部改正され、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させることを目的に、令和2年12月から施行される予定です。

この改正に伴い、漁業許可申請手数料等に変更は生じませんが、法律条番号や用語が変更されたことなどから、法律の施行に合わせて、条例中の条番号等を整理します。

3 施行期日

法律の施行の日から施行

<p>の申請に対する審査</p>	<p>二百 漁業法第七十 二条第六項の 規定に基づく 団体漁業権 (区画漁業権 に限る。)の共 有の認可の申 請に対する審 査</p>	<p>四十 二百 漁業法第七十 漁業権共 四千三百 有認可申 請手数料</p>	<p>二百 漁業法第七十 漁業権分 三千八百 十六条第一項の 割変更免 円 規定に基づく 許申請手 漁業権の分割 数料 又は変更の免 許の申請に対 する審査</p>	<p>四 二百 漁業法第七十 個別漁業 三千二百 四十八条第二項の 権を目的 円</p>	<p>二 二百 漁業法第七十 漁業権移 三千二百 九条第一項た 転認可申 円 だし書の規定 請手数料 に基づく個別 漁業権の移 転の認可の申 請に対する審査</p>
<p>規定に基づく 漁業権の免許 の申請に対する 審査</p>	<p>二百 漁業法第十四 漁業権共 四千三百 三十条第四項(同 有認可申 円 八 条第七項にお 請手数料 いて準用する 場合を含む。 の規定に基づ く漁業権の共 有の認可の申 請に対する審 査</p>	<p>二 二百 漁業法第二十 漁業権分 三千八百 三十二条第一項の 割変更免 円 規定に基づく 許申請手 漁業権の分割 数料 又は変更の免 許の申請に対 する審査</p>	<p>九 三 二百 漁業法第二十 漁業権分 三千八百 十二条第一項の 割変更免 円 規定に基づく 許申請手 漁業権の分割 数料 又は変更の免 許の申請に対 する審査</p>	<p>四 四十 二百 漁業法第二十 定置漁業 三千二百 四十四条第二項の 権又は区 円 規定に基づく 画漁業権 定置漁業権又 を目的と は区画漁業権 する抵当 を目的とする 権設定認可 手数料 の認可の申請 に対する審査</p>	<p>二 二百 漁業法第二十 漁業権移 三千二百 六条第一項た 転認可申 円 だし書の規定 請手数料 に基づく定置 漁業権又は区 画漁業権の移 転の認可の申 請に対する審 査</p>

附
則

備考 (略)	十四百 〽 四三 八 九 三 三 四 九 三 三	の 十 百 〽 の 十 百	る 審 査	の 申 請 に 対 す	る 特 例 の 許 可	の 高 さ に 関 す	基 づ く 建 築 物	し 書 の 規 定 に	の 二 第 三 項 た だ	三 十 六 十 条 の 二 の	三 百 建 築 基 準 法 第	二 九 三 三 五	の 二 第 一 項 第 二	三 十 六 十 条 の 二 の	三 百 建 築 基 準 法 第	九 三 三 五
	六 三 十 百	(略)	請 手 数 料	例 許 可 申	高 さ の 特	建 築 物 の	に お け る	誘 導 地 区	上 用 途	居 住 環 境	十 六 万 円	十 百 〽	誘 導 地 区	居 住 環 境	十 六 万 円	十 百 〽
	(略)	(略)														
備考 (略)	十四百 〽 四三 六 九 三 三 二 九 三 三	の 十 百 〽 の 十 百										九 三 三 五				十 百 〽
	六 三 十 百	(略)														
	(略)	(略)														

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、別表第一中第三百三十九号の二の項から第三百三十九号の六の項までを二項ずつ繰り下げ、第三百三十九号の項の次に二項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法等の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

【議案補充説明】

3 議案第 131 号「三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

「家畜伝染病予防法施行規則」の一部改正等に伴い、「三重県家畜保健衛生所手数料条例」の規定を整理するものです。

2 条例改正の概要

「家畜伝染病予防法施行規則」の一部改正により、同規則で定める「鶏マイコプラズマ病」の名称が「鳥マイコプラズマ症」に改められたことから、条例中の当該名称を変更します。

また、「流行熱」の名称を、一般的に用いられている「牛流行熱」に改めます。

3 施行期日

公布の日から施行

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年九月十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例

三重県家畜保健衛生所手数料条例（昭和五十三年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
一 法第四条の二第五項、第五条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜の検査（法第五条第一項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	（略）	一 法第四条の二第五項、第五条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜の検査（法第五条第一項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	（略）
イ ホ（略）	（略）	イ ホ（略）	（略）
ヘ 鳥マイコプラズマ症抗体検査	一羽につき 五〇円	ヘ 鶏呼吸器性マイコプラズマ病抗体検査	一羽につき 五〇円
ト リ（略）	（略）	ト リ（略）	（略）
二 法第六条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜の注射、薬浴又は投薬	（略）	二 法第六条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜の注射、薬浴又は投薬	（略）
イ 予防注射	（略）	イ 予防注射	（略）
(イ) (略)	(略)	(イ) (略)	(略)
(ロ) 牛流行熱又は牛伝染性鼻気管炎	一頭につき 七三	(ロ) 流行熱又は牛伝染性鼻気管炎	一頭につき 七三

附 則		
三 ロ・ハ (略)	(ハ) (リ) (略)	(略)
(略)	(略)	(略)
三 ロ・ハ (略)		
(略)	(ハ) (リ) (略)	(略)
(略)	(略)	(略)

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家畜伝染病予防法施行規則の一部改正等に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。